

## 羽曳野市犬猫マイクロチップ装着費助成金について

動物の愛護及び管理に関する法律の改正により、令和4年6月1日から個人飼育の犬猫へのマイクロチップ装着が努力義務となりました。

羽曳野市内の犬又は猫に対しマイクロチップ装着の普及を図ることにより、災害発生時等の迷い犬、迷い猫の所有者を特定しやすくするためなど、マイクロチップ装着費用の一部について助成金を支給します。

### 申請要件

- 令和4年（2022年）4月1日以降に装着施術を行っていること。
  - 施術日より1年以内の申請であること。
  - 申請日に羽曳野市に居住していること。
  - 施術費用を支払い終えていること。
  - 業者所有の犬猫は対象外です。
- ※一世帯3匹までです。  
※一匹1,000円までの支給です。



### 必要書類等

- 犬猫マイクロチップ装着費助成金申請書兼実績報告書（様式第1号）
  - 施術費用の領収書
  - 施術日が確認できる書類
  - 登録証明書の写し
  - 犬猫マイクロチップ装着費助成金請求書
  - 振込先口座通帳（所有者本人名義に限る、写し可）
  - 印鑑（認め印可）
- ※内容に疑義がある場合は獣医師等に問い合わせる場合があります。  
※登録にかかる費用は助成の対象外です。

以上の書類をそろえて本庁2階環境衛生課窓口までご提出ください。  
申請後、翌月を目安にお振込みさせていただきます。

羽曳野市役所 生活環境部環境衛生課  
衛生担当 072-958-1111（代表）  
内線 2841、2844